

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 一般事業主行動計画（第1回）

職員が仕事と子育てを両立させ、職員全員が働きやすい環境を作ることにより、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を定める。

1 計画期間 平成20年12月1日～平成24年3月31日

2 内容

目標1 両親が子育てに参加できるように、制度のわかりやすいパンフレットを作成し、男性職員も取得しやすい環境を整備する。

対策

・平成20年12月～平成21年11月

妊娠から出産・育児までの休暇制度等をわかりやすい内容にし、パンフレットを作成。職員への周知及び管理職への理解を促進する。

目標2 子どものための看護休暇の範囲を拡大する。

対策

・平成20年12月～平成23年3月

子どもの人数に合わせた休暇日数の拡大及び嘱託職員も対象とする。

目標3 男性職員が子育てに参加しやすい休暇制度の充実整備を図る。

対策

・平成20年12月～平成24年3月

配偶者の出産に際し、育児参加の特別休暇制度の期間及び適用範囲の充実を図る。

目標4 育児休業を取りやすく、職場復帰しやすい環境の整備を図る。

対策

・平成20年12月～平成24年3月

育児休業中の職員処遇及び復帰後の労働条件をわかりやすく職員へ周知を図る。